

役員費用弁償及び報酬に関する規程

社会福祉法人カヤ福祉会

(目 的)

第1条 この規程はカヤ福祉会役員に対する費用弁償及び役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事、監事をいう。

(費用弁償)

第3条 前条に定めるものが、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前条旅費の支給方法は、愛香保育園職員旅費規程に準じ園長級相当とする。

3 但し近距離（沖縄市内）の旅費については2,000円とする。

(役員報酬)

第4条 役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席日数1日につき、8,000円を支給する。

2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席日数1日につき、8,000円を支給する。

附 則

1 この規程は平成11年4月1日から施行する。

附 則

2 この規程は平成26年3月20日から施行する。

附 則

3 この規程は平成29年6月3日から施行する。

評議員費用弁償及び報酬に関する規程

社会福祉法人カヤ福祉会

(目 的)

第1条 この規程はカヤ福祉会役員に対する費用弁償及び役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、評議員をいう。

(費用弁償)

第3条 前条に定めるものが、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前条旅費の支給方法は、愛香保育園職員旅費規程に準じ園長級相当とする。

3 但し近距離（沖縄市内）の旅費については2,000円とする。

(役員報酬)

第4条 評議員が理事長の招集に応じ評議員会に出席したときは、その出席日数1日につき、5,000円を支給する。

2 平成29年6月3日以降に評議員会に出席したときは、その出席日1回につき、8,000円を支給する。

附 則

1 この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

2 この規程は平成29年6月3日から施行する。

評議員選任・解任委員費用弁償及び報酬に関する規程

社会福祉法人カヤ福祉会

(目 的)

第1条 この規程はカヤ福祉会役員に対する費用弁償及び役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程でいう役員とは、評議員選任・解任員をいう。

(費用弁償)

第3条 前条に定めるものが、その職務のため出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

2 前条旅費の支給方法は、愛香保育園職員旅費規程に準じ園長級相当とする。

3 但し近距離（沖縄市内）の旅費については2,000円とする。

(役員報酬)

第4条 評議員選任・解任委員に対して、1人あたり各年度の総額が50,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 平成29年6月3日以降に評議員選任・解任委員会について、評議員報酬に合わせて1回の出席につき、8,000円を支給する。

附 則

1 この規程は平成29年3月9日から施行する。

附 則

2 この規程は平成29年6月3日から施行する。

附 則

3 この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則

4 この規程は令和4年5月27日から施行する。